ハバロフスク市から アマチュア芸能使節団

民族芸能に市民酔う

シベリアのたくましさを感じさせる民族舞踊

ハバロフスク市からアマチュア芸能使節団が十二月六日新潟を訪れ、十日、市公会堂でその腕前を披露しました。

演奏会の内容は、合唱、舞踊、器楽演奏ほか。ロシア民謡は、日本人に親しみのあるものが多いですが、ロシア人によるボリュームある合唱を生で聞くのは、また格別。伝統ある民族衣装で踊られる舞踊も、シベリアのたくましい生命の息吹きと喜びをたっぷり伝えてくれました。そして、あのバラライカの音色とバヤンのハーモニーは、いかにも、ロシアそのものといった旋律で市民から鳴りやまぬ拍手を受けていました。

ハ市からの芸能使節団は今回で三回目。一行は、A、g、ラエフスカヤ団長（ハ市執行委員会書記）ほか二十四人。十九歳の学生さんから、五十六歳の事務員さんまで職種も年令もさまざま。民族芸能が、いかに広い層にわたって親しまれているか伺われます。

一行は、演奏会のほか、市内の芸能団体や青少年団体と交流したり、市内を見学し、十三日、新潟空港をたちました。

入選は中野敏男さん

「市長に提案」審査結果

市政をすすめるために役立てようと、市民の皆さんから募集した「市長に提案」の審査結果がまとまりました。

今回のテーマは「広報、広聴について──市政を知り意見を言うために」応募論文は、三十二点でした。

有益な提案が多数あり、広報、広聴両課では、さっそくそれを生かしていきたいと考えています。

▼入選 中野敏男（上所島 49歳）
▼佳作 小林秀一（古湊町59歳）
斎藤はるゑ（松浜 39歳）
左々木春雄（米山 53歳）
樋口隆太郎（関屋田町 46歳）
田中ハル（下旭町 51歳）

入選論文要旨

市民と市政のかけ橋としての広報・広聴

中野敏男

四十万都市新潟市を住みよい、調和のとれたまちとするには、更に市民一人一人が市政を知り、市に対して自分の意見を気楽に述べることができなければならない。

広報、広聴は市民と市政をつなぐかけ橋である。

一、市報「にいがた」を市民がどれだけ読んでいるか疑問がある。次のようなことができないか。

(1)一部の記事の活字を大きく

(2)用語はやさしく

(3)同種のお知らせは一つにまとめ不特定多数へのもの、市民の関心を引くものに紙面をさくべきだ。

(4)各種新聞などの報道には、一方からの意見を大きくかかげて反論を小さく書くなど、報道上の技術面から市政が市民に曲解されることもあり、そのような場合、市報に事実を報じることも必要ではないか

二、広聴についても知らない市民が多く、その存在をもっと広報すべきだ。

(1)市政に対する苦情、願いなどは一さい広聴課をとおすことにすれば、現業部課も仕事がし易いのではないか。また、現業部課よりその渉外面の人員を調整して広聴の人員を増した方が市民サービスになるのではないか。

(2)「市長に手紙旬間」は葉書に一項目という形では字数が足りない。制限を一考されるべきではないか。

(3)市民相談は、苦情を聞くことも必要かも知れぬが、バク然と聞くのみでなく、一つのテーマのもとで相談形式でやってはどうか。

三、市民ロビーの設置

市民がなんの気兼ねなしに、休憩し談笑し、その間に市に提案したり、苦情をのべたりできるロビーが欲しい。

そして、そのロビーに広聴課から一人以上の職員が毎日つめて市民との対話にあたり、市長や助役部長なども、たまには、そこで市民と無駄話しでもできるような所が一つ欲しい。

広報、広聴両課が市民にむけられた市の顔であることを、もっと広報、広聴課自体が広報すべきだ。

“市長に手紙”から

北山池の緑地保存を

〈問い〉 北山には約二ヘクタールの池があり、日曜、祭日などは釣り人で賑わっています池のまわりは市街化調整区域ですが、部落では市街化区域になるように陳情しています。

市街化区域になってしまえば池は死んでしまいます。市街化区域や、市街化調整区域に入らない区分はできないのでしょうか。

〈答え〉 「市街化区域」とは、積極的に市街地と整備開発してゆく区域で、すでに市街地であるところや、おおむね十年以内に優先的、計画的に市街化を図る区域を指定しています。

つぎに「市街化調整区域」とは市街化を抑制する区域で、原則として建築物は建てることができません。

以上のような区域は、都市計画法により、無秩序な市街地の拡大や都市環境の悪化などを適切におさえるため指定されたもので、都市環境保全が指定の大きな目的の一つとなっています

すでに新潟市全域は市街化区域か市街化調整区域かに指定されておりますので、そのいずれにも入らぬ区分をということは無理ですが、区域指定の変更については、将来への推移を十分に加味し、検討してゆく考えです。しかし、いずれの場合でありましても、北山池については緑地保全の形でご意向に添うよう、現状をよく調査し、今後の問題として検討してまいりたいと思います。

新潟市指定 文化財 ―2―

三宅島流人罪名帳断簡

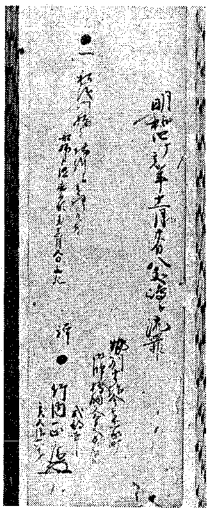

三宅島流人罪名帳断簡

〔文〕明和四亥年十一月廿八日 八丈島江流罪

一 私儀御構之場所江立帰り候ニ付

勢州宇治今在家町御師鵜飼又大夫方に居候 式部事

禅・竹内正庵（花押）

亥五拾六才

船揚より湿病相煩亥十二月五日病死

〔かたち〕紙本、墨書、断簡。縦三三・五㌢、横九・五㌢。

〔所在場所〕新潟市郷土資料館

〔説明〕竹内式部は宝暦事件によって、京都を追放されました。もちろん、生まれ故郷の新潟に帰ることも禁止されました。しかたなく竹内羞斉、新潟周斉などの変名で、伊勢の方にかくれておったわけです。ところが明和四年（一七六七）江戸に活躍していた尊王論者山県大弐、藤井右門が幕府に逮捕されますと、式部は直接の関係がなかったのですが、宇治でやはり逮捕され江戸に送られました。幕府にとっては危険人物であったわけです。式部は立入禁止の京都に立ち寄ったことがある、けしからん、という罪状で、とうとう鳥も通わぬ八丈島に島送りと決まりました。

江戸から八丈島に行くには途中新島、三宅島で船を乗りかえるわけですが、式部は三宅島の伊谷（いがや）に船が着いたとき、もう重いじんぞう病にかかっていたようです。重病の流人式部は、島の拒絶感むきだしの黒い砂浜、黒い溶岩のがけを眺めて、新潟の白い海岸をさぞかし懐しんだことでしょう。とうとうこの島で病臥すること十五日でなくなりました。

この断簡はほんの一枚の紙切れにしかすぎませんが、式部の最後を物語る大切な証拠品なのです。式部自身が病死などと書けるわけはありませんから、その一行はもちろん三宅島の役人が書いたものですが、竹内正庵の署名と花押は、明らかに式部の自筆です。なお他の記事の筆跡も式部のものによく似ています。写真をよくご覧ください。

この断簡は大正七年、当時新潟学園長であった佐藤貞三郎氏が三宅島に渡り、島に保管してあった流人罪名帳のまん中ごろに、式部の項を発見し、三拝九拝、ぜひぜひと願ってもらって来たものです。

なお署名の上に、宗旨が禅宗であると書かれておりますが、竹内家の墓は、西堀の日蓮宗本覚寺にあるのです。

池 政栄（市郷土資料館長）

全国健康優良児表彰

松尾さんが特選児童に

市東山ノ下小六年、松尾金（かね）さん(12)は、全国特選健康優良児童に選ばれましたが、さる十二月五日、市長と教育長から、それをたたえる賞状と記念品が贈られました。

金さんは、運動機能、知能、体位とも抜群。おまけになかなかの美人。市長や教育長からの質問や励ましにもハキハキと気持ちよい受けこたえをしていました。

また、新潟県健康優良学校一位に、市立豊照小学校が、選ばれ、やはり、市長、教育長からの賞状授与、記念贈呈を受けました。

郵便局が呼びかけ

年末年始の作業にご理解を

年賀状を取扱う年末年始は郵便局が一年中で一番忙しい時期です。

そこで、膨大な郵便物をスムースに処理するため、12月15日から来年5日頃まで、多数の臨時職員を雇用します。とくに配達関係は市内全域にわたって手伝ってもらいますので深い理解と協力をお願いいたします。

臨時職員は、仕事に着手する前に郵便局の仕事の概況、注意事項、取扱い方法などの指導を受けていますが、何分不慣のためご迷惑をおかけすることがありましたら、お気付きの点、ご不明の点をもよりの郵便局や中央、西、内野の各郵便局などそれぞれ関係のむきへご連絡ください。

郵便物の配達にご協力を

▶表札は必ず出しましょう。

▶宛先は正しくはっきり書きましょう。特に坂井輪・石山・大形など、新しい住宅地には、住所のほかに
①通称の町名や自治会名などを併記する。
②「アパート」や「寮」「マンション」などは「○○○アパート内」とわかりやすく肩書を書きましょう。

▶転居されるときは、必ず転居届を郵便局に出しましょう。
①転居用紙は、市役所市民課各地区事務所か各郵便局にあります。
②切手を貼らずにお近くのポストへ投函してください。

登記事件の提出はお早く

年末の登記所の事務は12月28日（土）まで取扱うことになっていますが、年末には事務量が急増し、相当の混雑が予想されます。

そのため、最終日間近かに提出された事件は、年内に処理することができない場合も考えられますので、登記の申請と謄本抄本、印鑑証明などの請求は、なるべく早目にされるようご協力ください。

年内の処理を望む方は次の期限まで提出してください。

▶表示に関する事件のうち
実施調査の必要なもの 12月14日
実施調査の不要なもの 12月18日
▶権利に関する事件 12月24日

中小企業 優良従業員表彰

推薦は12月21日まで

▶対象となる企業

主として営む事業	会社	個人
工業、鉱業、運送業、その他(2.3以外の業種)	資本の額又は出資の総額が1億円以下で、常時使用する従業員の数が300人以下	常時使用する従業員の数が300人以下
卸売業	資本の額又は出資の総額が3,000万円以下で、常時使用する従業員の数が100以下	常時使用する従業員の数が100人以下
小売業又はサービス業	資本の額又は出資の総額が1,000万円以下で、常時使用する従業員の数が50人以下	常時使用する従業員の数が50人以下

▶受彰の資格 職務に精励し、功績が特に顕著な人、同一事業所10年以上勤務して成績優秀な人など。

▶受彰候補者の推薦 受彰資格のある従業員を雇用している人は推薦調書を添えて12月21日まで市長あてに提出してください。

▶問合わせ 市労政課